（前のページより続き）

○介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき、平成二十一年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件（同八七）　三四

○厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同八八）

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同八九）

○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同九〇）

○作業環境測定基準の一部を改正する件（同九一）

○作業環境評価基準の一部を改正する件（同九二）

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（同九三）

○特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（同九四）

○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を変更する件（環境二二）　三五

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣官房における行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定める件（内閣）　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三九号）（総務省）

1　総務省統計局統計調査部経済統計課及び経済基本構造統計課の所掌事務を改めることとした。（第一一八条及び第一一八条の二関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇号）（経済産業省）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三九号）の一部の施行期日を平成二三年五月六日とすることとした。

◇独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（政令第四一号）（経済産業省）

1　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う債務保証の限度として、信用基金に充てるべきものとして出資された金額等に乗じるべき数を「三〇」とすることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第四二号）（総務省）

1　昭和四八年五月一七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となった者が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。（附則第二項、第四項、第一三項及び第一四項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（総務省）

1　別表第一の一の項について、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第四四号）（総務省）

1　国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を五一万円（改正前五〇万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を一四万円（改正前一三万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を一二万円（改正前一〇万円）に引き上げることとした。（第五六条の八の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四五号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第四六号）（国土交通省）

1　軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が一三メートル以下の鉄骨造等の建築物（延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超えるものを除く。）等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添板リベット